

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、翌日)

目 次

◇教委規則 鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則(教職員課)
◇教委告示 平成五年度鳥取県立高等学校募集生徒数(〃)

平成五年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜要領(〃)
平成五年度鳥取県立高等学校通信制課程生徒募集要領(〃)
平成五年度鳥取県立盲学校高等部・専攻科生徒募集要領(〃)
平成五年度鳥取県立聾学校高等部生徒募集要領(〃)
平成五年度鳥取県立養護学校高等部生徒募集要領(〃)

教育委員会規則

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年十二月八日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

鳥取県教育委員会規則第九号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則(昭和五十一年四月鳥取県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表の鳥取東高等学校の項中 「一、三八五人」を 「一、三〇人」に改め、同表の鳥取西高等学校の項中 「一、三四〇人」を

「一、三三〇人」に改め、同表の鳥取商業高等学校の項中 「四〇〇人」を

「三六〇人」に改め、同表の鳥取工業高等学校の項中

化学技術科	三年	七六人
工業化学科	三年	三八人

を

化学技術科	三年	三八人
-------	----	-----

「一四一人」に改め、同表の鳥取西工業高等学校の項中

建設シス	土 木
------	-----

テム科	三年	七六人
科	三年	三八人

を

建設システム科	三年	一一四
---------	----	-----

「人」に改め、同表の鳥取農業高等学校の項中

生活科学科	三年
生活科	三年

七六八
三八八

を

生活科学科
三年

一一四八

に改め、

同表の岩美高等学校の項中

五三六八

を

五三二八

に改め、

同表の八頭高等学校の項中

一、二〇六八

を

一、一九七八

に

改め、同表の智頭農林高等学校の項中

生活科学科
三年

生活科
三年

七六八
三八八

を

生活科学科
三年

一一四八

に改め、同表の

青谷高等学校の項中

六七〇八

を

六六五八

に改め、同表

の倉吉東高等学校の項中

八〇四八

を

七九八八

に改め、

同表の倉吉西高等学校の項中

八〇四八

を

七九八八

に改

め、同表の倉吉農業高等学校の項中

生活科学科
三年

生活科
三年

六八
八八

を

生活科学科
三年

一一四八

に改め、同表の倉

吉産業高等学校の項中

四〇八
一一〇八

を

八〇八
四〇八

に改め、同

表の倉吉工業高等学校の項中

化学応用科
三年
七六八

工業化学科
三年
三八八

を

化学応用科
三年

一一四八

に、

三八八
七六八

を

七六八
三八八

に改め、同表の由良育英高等学校の項中

七一

人

を

六五七八

に改め、同表の赤碓高等学校の項中

四〇

二人

を

三九九八

に改め、同表の米子東高等学校の項中

一、三四〇八

を

一、三三〇八

に、

一六〇八

を

一一〇八

に改め、同表の米子西高等学校の項中

一、二〇六八
二〇〇八

を

一、一九七八
一六〇八

に改め、同表の米子高等学校の項中

五

二〇八

を

五〇〇八

に改め、同表の米子南商業高等学校の項中

八〇八
八〇八
三二〇八
八〇八
一六〇八
一六〇八
一六〇八
一六〇八

を

一六〇八
一六〇八
一六〇八
一六〇八
一六〇八
八〇八

に改め、同表の米子工業高等学校

の項中 機械科 三年 七六八人を機械科

三年 三八八人に、情報電子科 三年 七六八人、電子科 三年 三八八人

を 情報電子科 三年 一一四人に、材料化学科 工業化学科

三年 七六八人を 材料化学科 三年 一一四人に改

め、同表の境高等学校の項中 八九四人を 八四三人に改

め、同表の境水産高等学校の項中

六〇人
一六〇人
三八八人
七六八人

 を

一一〇人
八〇人
七六八人
三八八人

に、情報事務科 三年 八〇人、商業科 三年 四〇人、情報事務科

三年 一一〇人に改め、同表の根雨高等学校の項中 四〇二人

を 三九九人に改める。

附 則

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十九号

平成五年度鳥取県立高等学校募集生徒数を次のとおり定める。

平成四年十二月八日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

一 全日制課程
 平成五年度鳥取県立高等学校募集生徒数

高等学校名	学 科 名	募集生徒数
鳥取東高等学校	普通学科	四四〇人
	普通学科	四四〇人
鳥取西高等学校	家庭学科	八〇人
	普通学科	四四〇人
鳥取商業高等学校	商業学科	一一〇人
	国際経済科	八〇人
	会計科	四〇人

岩美高等学校	鳥取農業高等学校			鳥取西工業高等学校				鳥取工業高等学校							
普通学科	農業学科			工業学科				工業学科							
普通科	生活科学科	食品産業科	緑地園芸科	生産流通科	建設システム科	情報電子科	電気科	電子機械科	化学技術科	建築科	情報技術科	電気科	機械システム科	電子機械科	情報管理科
一七六人	三八人	三八人	三八人	三八人	三八人	七六人	三八人	三八人	三八人	三八人	三八人	三八人	三八人	三八人	八〇人
倉吉産業高等学校		倉吉農業高等学校				倉吉西高等学校	倉吉東高等学校	青谷高等学校	智頭農林高等学校				八頭高等学校		
家庭学科	商業学科		農業学科				普通学科	普通学科	普通学科	農業学科				家庭学科	普通学科
家政科	情報処理科	会計科	生活科学科	畜産科	園芸科	農林科	普通科	普通科	普通科	生活科学科	木材加工科	林業技術科	園芸経営科	家政科	普通科
八〇人	八〇人	四〇人	三八人	八〇人			二六四人	二六四人	二二〇人	三八人	八〇人			四〇人	三九六人

(全日制課程 計)

境港工業高等学校	工業学科	電子電気科	三十八人
境港工業高等学校	工業学科	電子情報科	三十八人
境港工業高等学校	工業学科	建築科	三十八人
根雨高等学校	普通学科	普通科	一三二人
日野産業高等学校	商業学科	商業科	四〇人
日野産業高等学校	農業学科	産業技術科	三十八人

六、五五四人

二 定時制課程

鳥取西高等学校	普通学科	普通科	四〇人
鳥取農業高等学校 美和分校	農業学科	産業基礎科 生活科学科	三十八人
倉吉東高等学校	普通学科	普通科	四〇人
米子東高等学校	普通学科	普通科	四〇人

(定時制課程 計) 一五八人

三 通信制課程

(通信制課程 計)

鳥取西高等学校	普通学科	普通科	約一〇〇人
米子東高等学校	普通学科	普通科	約一〇〇人

約二〇〇人

鳥取県教育委員会告示第二十号
平成五年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜を次の要項により実施する。

平成四年十二月八日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

1 平成5年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項
募集高等学校及び募集生徒数

鳥取東高等学校	鳥取市立川町五丁目210	約100人
倉吉東高等学校	倉吉市下田中町801	約100人
米子東高等学校	米子市勝田町1	約100人

2 出願資格を有する者

- (1) 高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第69条各号の一に該当する者

3 出願方法

(1) 出願手続

ア 入学志願者は、次に掲げる書類を志望する高等学校の校長に提出しなければならない。

- イ 入学志願書（各募集高等学校から交付されたもの）に所定の入学選抜手数料に相当する額の鳥取県収入証紙（消印をしないで。）をはり付けたもの
- ロ 出身高等学校の校長の発行する調査書（大学受験用の調査書と同様とする。）又は高等学校の卒業資格及び学力を認定するに足る書類
- ハ 出願前3箇月以内に撮影した脱帽、上半身、名刺判の写真1枚（裏面に出身学校名、氏名及び生年月日を記入すること。）
- ニ 高等学校の校長は、入学志願書等を受理したときは、入学志願者に受検証を交付するものとする。

(2) 出願期間

平成5年4月2日（金）から同月6日（火）まで（日曜日は除く。）ただし、郵送による場合は、簡易書留とし、同月3日（土）までの消印のあるものに限る。

(3) 受付時間

9時から17時まで（土曜日は、9時から12時まで）

(4) 受付場所

各募集高等学校

4 入学者選抜の方法

入学者の選抜は、入学志願者の提出した書類の審査及び入学者選抜学力検査の結果を総合して行う。

5 学力検査の日時等

(1) 日時 平成5年4月8日（木）9時から（ただし、8時30分までに集合すること。）

(2) 場所 各募集高等学校

(3) 学力検査の科目 国語 I、国語 II、数学 I、数学 II、英語 I 及び英語 II

6 合格者の発表

平成5年4月12日（月）12時に各募集高等学校に合格者の氏名を掲示する。

7 注意事項

- (1) 提出された書類及び入学選抜手数料は、返還しない。
- (2) この要項に関し不明な点は、各志望高等学校へ問い合わせること。

8 参考事項

- (1) 専攻科の授業は、精深な程度において特別な事項を教授し、その研究を指導することを目的として、次の教科を履修させる。
国語、数学、外国語（英語）、理科、社会及び保健体育
- (2) 専攻科の修業年限は1年とし、学期は第1学期（4月から8月まで）及び第2学期（9月から翌年3月まで）の2期とする。
- (3) 専攻科の生徒の学習評価、単位認定、修了等については、高等学校

の全日制課程に準ずるものとする。

鳥取県教育委員会第二十一号

平成5年度鳥取県立高等学校通信制課程生徒募集要項
平 成 五 年 度 鳥 取 県 立 高 等 学 校 通 信 制 課 程 生 徒 募 集 要 項
を 次 の 順 次 に 示 す。

平 成 五 年 十 二 月 八 日

鳥 取 県 教 育 委 員 会 議 決 要 項

平 成 五 年 度 鳥 取 県 立 高 等 学 校 通 信 制 課 程 生 徒 募 集 要 項

1 募 集 高 等 学 校 及 び 募 集 生 徒 数

高 等 学 校 名	所 在 地	募 集 生 徒 数
鳥 取 西 高 等 学 校	鳥 取 市 東 町 二 丁 目 112	約 100 人
米 子 東 高 等 学 校	米 子 市 勝 田 町 1	約 100 人

2 出 願 資 格 を 有 す る 者

鳥 取 県 内 に 住 所 を 有 す る 者 で、次 の 各 号 の 一 に 該 当 す る も の と す る。

- (1) 中 学 校 (こ れ に 準 ず る 学 校 を 含 む。) を 卒 業 し た 者 又 は 平 成 五 年 3 月 に 卒 業 す る 見 込 み の 者

- (2) 学 校 教 育 法 施 行 規 則 (昭 和 22 年 文 部 省 令 第 11 号) 第 63 条 各 号 の 一 に 該 当 す る 者

3 出 願 方 法

(1) 出 願 手 続

入 学 志 願 者 の うち、鳥 取 市、倉 吉 市、岩 美 郡、八 頭 郡、気 高 郡 並 び に 東 伯 郡 羽 合 町、泊 村、東 郷 町、三 朝 町 及 び 関 金 町 の 居 住 者 は 鳥 取 西 高 等 学 校 に、米 子 市、境 港 市、東 伯 郡 北 条 町、大 栄 町、東 伯 町 及 び 赤 碓 町、西 伯 郡 並 び に 日 野 郡 の 居 住 者 は 米 子 東 高 等 学 校 に、次 の 書 類 を 提 出 し な け れ ば な ら ない。

ア 入 学 志 願 書 (各 募 集 高 等 学 校 か ら 交 付 さ れ た も の)

イ 最 後 に 在 学 し た 学 校 の 卒 業 証 明 書 又 は 修 了 証 明 書 及 び 学 力 を 証 す る 書 類

ウ 高 等 学 校 を 中 途 退 学 し た 者 は、ア 及 び イ の 書 類 の ほ か に そ の 高 等 学 校 の 校 長 の 発 行 す る 単 位 修 得 証 明 書

(2) 出 願 期 間

平 成 五 年 3 月 1 日 (月) か ら 3 月 31 日 (水) ま で (3 月 13 日 (土)、日 曜 日 及 び 国 民 の 祝 日 は 除 く。)。

(3) 受 付 時 間

9 時 か ら 17 時 ま で (土 曜 日 は、9 時 か ら 12 時 ま で)

(4) 受 付 場 所

各 募 集 高 等 学 校

4 入 学 者 選 抜 の 方 法

各 募 集 高 等 学 校 に お い て 出 願 書 類 を 審 査 し て 合 格 者 を 決 定 す る。

5 合 格 者 へ の 通 知 等

- (1) 合 格 者 に 対 し て は、直 接 各 募 集 高 等 学 校 か ら 通 知 す る。そ の 際、入 学 許 可 願 用 紙 を 同 封 す る。
- (2) 合 格 者 は、入 学 許 可 願 に 必 要 事 項 を 記 入 押 印 し、所 定 の 入 学 料 の 金

額に相当する額の鳥取県収入証紙をはり付け（消印しないこと。）
各募集高等学校に提出する。

(3) 高等学校の校長は、入学許可願の提出があった場合において教育上
支障がないと認めたとときは、入学許可書を交付する。

6 注意事項

(1) 提出された書類及び入学料は、返還しない。

(2) 募集及び出願に関する質疑がある場合は、各志望高等学校に問い合
わせること。この場合、郵送で返信を必要とするものは、62円切手
はり、あて先を明記した返信用封筒を同封すること。

7 参考事項

(1) 通信制課程の教育方法は、次のとおりである。

ア 報告課題（レポート） 担当の教員が出題した報告課題に解答を
記入して提出し、添削・評価を受ける。

イ 面接指導（スクーリング） 学校に登校して直接授業を受ける（
主として日曜日に行う。）。

ウ 試験 中間試験及び終末試験を行う。

(2) 通信制課程で履修できる科目は、次のとおりである。

国語 I、国語 II、国語表現、現代文、古典、現代社会、日本史、世
界史、地理、数学 I、数学 II、理科 I、物理、化学、生物、地学、体
育、保健、美術 I、書道 I、音楽 I、英語 I、英語 II、家庭一般、家
庭経営・住居、食物及び簿記会計 I（ほかに鳥取西高等学校では書道
II、商業経済 I を、米子東高等学校では倫理、政治・経済、被服、情
報処理 I を履修することができる。）

前記のほか、技能連携制度による指定技能教育施設（鳥取西高等学

校は鳥取看護高等専修学校、米子東高等学校は米子看護高等専修学校）
において教育を受けている者については、技能連携措置に係る科目を
履修することができる。

(3) 高等学校定時制課程に在学する者で、通信制課程の一部の科目の履
修を希望するものは、3の(1)に掲げる区分により、鳥取西高等学校又
は米子東高等学校に次の書類を提出しなければならない。（入学料は、
必要としない。）

ア 通信制課程一部科目履修願（用紙は、募集高等学校で受け取るこ
と。）

イ 在学する高等学校の校長の発行する通信教育受講許可書

鳥取県教育委員会 課長 藤田 三十一 叩

平成五年庚申年十二月八日 鳥取県教育委員会 庶務課 専攻科生徒募集を次の要項によ
り実施する。

平成四年十二月八日

鳥取県教育委員会 庶務課 藤田 圭介

平成5年度鳥取県立鳥取盲学校高等部・専攻科生徒募集要項

1 高等部

(1) 募集生徒数

普通科 10人
保健医療科 10人

(2) 出願資格を有する者

視覚障害の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の2の表に規定する程度のもので、次のいずれかに該当するものとする。

ア 中学校（盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。）を卒業した者又は平成5年3月卒業見込みの者

イ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第63条各号の1に該当する者

(3) 出願方法

ア 出願手続

イ ア 入学志願者は、入学志願書を出身（在学）学校長を経由して鳥取盲学校長に提出しなければならない。

イ ア 出身（在学）学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書、健康診断書及び視力等の証明書を添えて鳥取盲学校長に提出するものとする。

イ 出願期間

平成5年2月12日（金）から同月18日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）。ただし、郵送による場合は、同月17日（水）までの消印のあるものに限る。

ウ 受付時間

9時から17時まで

エ 受付場所

鳥取盲学校

オ その他

鳥取盲学校長は、アの入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、学力検査の日程等の必要事項を出身（在学）学校長に通知するものとする。

(4) 入学者の選抜方法

入学者の選抜は、調査書等の審査及び学力検査、面接等の結果により行う。

(5) 学力検査及び面接の日程等

ア 日時

平成5年3月3日（水）9時から16時30分まで（受付は、8時30分から9時まで）

イ 場所

鳥取盲学校

ウ 学力検査実施教科

普通科 国語、社会、数学、理科及び英語
保健医療科 国語及び社会

（筆記試験が不可能な者については、口頭試験を行う。）

各教科の学力検査時間は、50分とする。

エ その他

学力検査終了後、面接及び適性検査を実施する。

(6) 合格者の発表

平成5年3月5日（金）12時に鳥取盲学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身（在学）学校長に通知する。

(7) その他

ア この要項に定めるもののほか、高等部の生徒の募集に関し必要な

事項は、鳥取盲学校長が定める。

- イ 入学志願書等の用紙は、鳥取盲学校で交付する。
- ウ 生徒の募集に關し不明なことは、鳥取盲学校(岩美郡国府町宮下1265) (電話0857-23-5441) に問い合わせること。

2 専攻科

- (1) 募集生徒数
理療科 10人

- (2) 出願資格を有する者
視覚障害の程度が学校教育法施行令第22条の2の表に規定する程度
の者で、次のいずれかに該当するものとする。

- ア 高等学校(盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。)を卒業した者又は平成4年3月卒業見込みの者

- イ 学校教育法施行規則第69条各号の一に該当する者

(3) 出願方法

- ア 出願手続

- ウ ア 入学志願者は、入学志願書を出身(在学) 学校長を経由して鳥取盲学校長に提出しなければならない。

- イ ア 出身(在学) 学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書、健康診断書、最終的に在学した学校の卒業(見込み) 証明書及び視力等の証明書を添えて鳥取盲学校に提出するものとする。

イ 出願期間

- ア 平成5年2月12日(金) から同月18日(木) まで(土曜日及び日曜日を除く。)。ただし、郵送による場合は、同月17日(水) まで

の消印のあるものに限る。

ウ 受付時間

- ア 9時から17時まで

エ 受付場所

- ア 鳥取盲学校

オ その他

- ア 鳥取盲学校長は、アの入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、学力検査の日程等の必要事項を出身(在学) 学校長に通知するものとする。

(4) 入学者の選抜方法

- ア 入学者の選抜は、調査書等の審査及び学力検査、面接等の結果により行う。

(5) 学力検査及び面接の日程等

ア 日時

- ア 平成5年3月3日(水) 9時から16時30分まで(受付は、8時30分から9時まで)

イ 場所

- ア 鳥取盲学校

ウ 学力検査実施教科

- ア 国語、理科、数学及び英語(ただし、盲学校の保健理療科を卒業した者にとっては、英語又は数学のいずれかを願い出によって保健理療に代えることができる。)

- ア (筆記試験が不可能な者については、口頭試験を行う。)
- ア 各教科の学力検査時間は、50分とする。

エ その他

学力検査終了後、面接及び適性検査を実施する。

(6) 合格者の発表

平成5年8月5日(金)12時に鳥取盲学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身(在学)学校長に通知する。

(7) その他

ア この要項に定めるもののほか、専攻科の生徒の募集に関し必要な事項は、鳥取盲学校長が定める。

イ 入学志願書等の用紙は、鳥取盲学校で交付する。

ウ 生徒の募集に関し不明なことは、鳥取盲学校(岩美郡国府町宮下1265)(電話0857-23-5441)に問い合わせること。

鳥取県立鳥取盲学校長 藤田 三三郎

平成5年度鳥取盲学校高等部生徒募集要項の要項にのっとり募集する。

平成四年十二月八日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

平成5年度鳥取県立鳥取盲学校高等部生徒募集要項

1 募集生徒数

普通科 10人
産業工芸科 10人

被 服 科 10人

2 出願資格を有する者

聴覚障害の程度が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の2の表に規定する程度のもので、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 中学校(盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。)を卒業した者又は平成5年3月卒業見込みの者

(2) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第63条各号の一に該当する者

3 出願方法

(1) 出願手続

ア 入学志願者は、入学志願書を出身(在学)学校長を経由して鳥取盲学校長に提出しなければならない。

イ 出身(在学)学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書、健康診断票の写し及びオージオグラム(測定したものがなければ、鳥取盲学校で測定する。)を添えて鳥取盲学校長に提出するものとする。

(2) 出願期間

平成5年2月15日(月)から同月22日(月)まで(日曜日を除く。)ただし、郵送による場合は、同月19日(金)までの消印のあるものに限る。

(3) 受付時間

9時から17時まで(土曜日は、9時から12時まで)

(4) 受付場所

鳥取盲学校

(5) その他

鳥取養学校長は、(1)の入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、学力検査の日程等の必要事項を出身(在学)学校長に通知するものとする。

4 入学者の選抜方法

入学者の選抜は、調査書等の審査、学力検査、面接等の結果により行う。

5 学力検査及び面接の日程等

(1) 日時

平成5年3月18日(木) 10時から15時まで(ただし、9時30分までに集合すること。)

(2) 場所

鳥取養学校

(3) 学力検査実施教科

国語及び数学

(4) その他

学力検査終了後、面接及び適性検査を実施する。

6 合格者の発表

平成5年3月19日(金) 13時に鳥取養学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身(在学)学校長に通知する。

7 その他

(1) この要項に定めるもののほか、生徒の募集に関し必要な事項は、鳥取養学校長が定める。

(2) 入学志願書等の用紙は、鳥取養学校で交付する。

(3) 生徒の募集に関し不明なことは、鳥取養学校(岩美郡国府町宮下12

61) (電話0857-23-2031) にお問い合わせのこと。

鳥取県立養護学校校長 藤田 隆

平成5年3月18日 鳥取県立養護学校高等部生徒募集を次の要項により実施する。

平成四年十二月八日

鳥取県立養護学校校長 藤田 隆

平成5年度鳥取県立養護学校高等部生徒募集要項

1 募集学校及び募集生徒数

白兎養護学校 普通科 10人

倉吉養護学校 普通科 10人

米子養護学校 普通科 10人

皆生養護学校 普通科 24人(重複学級を含む。)

2 出願資格を有する者

白兎養護学校、倉吉養護学校及び米子養護学校にあっては精神薄弱の程度が、皆生養護学校にあっては肢体不自由(重複障害を含む。)の程度が、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の2の表に規定する程度のもので、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 養護学校、盲学校若しくは養護学校の中学部若しくは中学校を卒業した者又は平成5年3月卒業見込みの者

(2) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第68条各号の一に

該当する者

3 出願方法

(1) 出願手続

ア 入学志願者は、入学志願書を出身（在学）学校長を経由して各志願学校長に提出しなければならない。

イ 出身（在学）学校の校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書及び健康記録書を添えて各志願学校長に提出するものとする。

(2) 出願期間

ア 白瓦養護学校、倉吉養護学校及び米子養護学校

平成5年2月15日（月）から同月17日（水）まで。ただし、郵送による場合は、同月16日（火）までの消印のあるものに限る。

イ 皆生養護学校

平成5年2月19日（金）から同月25日（木）まで（日曜日を除く。）。ただし、郵送による場合は、同月24日（水）までの消印のあるものに限る。

(3) 受付時間

9時から17時まで（土曜日は、9時から12時まで）

(4) 受付場所

各募集学校

(5) その他

各募集学校長は、(1)の入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、面接等の日程等の必要事項を出身（在学）学校長に通知するものとする。

4 入学者の選抜方法

入学者の選抜は、調査書等の審査及び面接の結果により行う。ただし、皆生養護学校にあっては、これらと学力検査の結果により行うものとする。

5 面接等の日程等

(1) 白瓦養護学校、倉吉養護学校及び米子養護学校

ア 面接

(ウ) 日時

平成5年2月22日（月）10時から15時まで（ただし、9時30分までに集合すること。）

(イ) 場所

各志願学校

(2) 皆生養護学校

ア 学力検査

(ウ) 日時

平成5年3月4日（木）10時から（ただし、9時30分までに集合すること。）

(イ) 場所

皆生養護学校

(ウ) 学力検査実施教科

国語及び数学

イ 面接

学力検査終了後、面接を実施する。

6 合格者の発表

平成5年2月26日（金）12時（皆生養護学校にあっては平成5年3月10日（水）12時）に各募集学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身（在学）学校長に通知する。

7 その他

(1) この要項に定めるもののほか、生徒の募集に関し必要な事項は、各募集学校長が定める。

(2) 生徒の募集に関する説明会を各募集学校において次の日時に開催する。

- 白兎養護学校 平成5年2月10日（水）10時から
- 倉吉養護学校 平成5年2月10日（水）10時から
- 米子養護学校 平成5年2月10日（水）10時から
- 皆生養護学校 平成5年2月10日（水）13時から

(3) 入学志願書等の用紙は、各募集学校において次の日時に交付する。

- ア 白兎養護学校、倉吉養護学校及び米子養護学校
- イ 期間

平成5年2月10日（水）から同月17日（水）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日は除く。）

- イ 期間
- イ 皆生養護学校

9時から17時まで

平成5年2月10日（水）から同月25日（木）まで（2月13日（土）、日曜日及び国民の祝日は除く。）

- イ 時間

9時から17時まで（土曜日は、9時から12時まで）
 (4) 生徒の募集に関し不明なことは、次の各募集学校に問い合わせると。

白兎養護学校（〒689-02 鳥取市伏野字荒神谷1550-1 電話0857-59-0585）

倉吉養護学校（〒682 倉吉市長坂新町1231 電話0858-28-3500）

米子養護学校（〒689-35 米子市蚊屋343 電話0859-27-3411）

皆生養護学校（〒688 米子市東福原1401-1 電話0859-22-6571）

8 再募集

白兎養護学校、倉吉養護学校及び米子養護学校においては、合格者が募集定員に満たない場合は、次のとおり再募集を実施する。

- (1) 出願期間

平成5年3月1日（月）から3月3日（水）までとする。ただし、郵送による場合は、同月2日（火）までの消印のあるものに限る。

- (2) 受付時間

9時から17時まで（土曜日は、9時から12時まで）

- (3) 面接の日程

平成5年3月5日（金）10時80分から（ただし、10時までに集合すること。）

- (4) 合格者の発表

平成5年3月6日（土）12時に各募集学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身（在学）学校長に通知する。

- (5) その他

ア 入学志願書等の用紙は、平成5年2月27日（土）から同年3月2

日(火)まで(日曜日は除く。)の間、各募集学校において交付する。

イ その他再募集の実施に関し必要な事項は、この要項の規定に準じ、各募集学校長が定める。